「猪名川町開発事業の手続等に関する条例」第11条第1項に規定する開発構想届は下表に示す開発構想を記載した書面及び図面とする。

整理順序	書面及び図面名	縮尺	作成要領	備考
1	大規模開発事業構想届出書		_	様式第1号
2	位置図	1/2500	・開発事業の区域・周辺の土地利用がわかる図面	開発事業区域を <mark>赤線</mark> で表記すること
3	現況図	1/500	・開発事業の区域・建物の位置・接道となる道路の幅員や 過去の土地利用状況等、開発事業区域周辺の状況のがわ かる図面	開発事業区域を <mark>赤線</mark> で表記すること
4	土地利用計画図	1/500	<ul><li>・建物の平面図、立面図で建物の大きさ、高さ及び階数がわかるもの</li><li>・建物計画が定まっていない場合は、予想される規模及び場所を点線で標記する</li></ul>	開発事業区域を <mark>赤線</mark> で表記すること
5	建物の概要を示す図面	1/200	・建物計画が定まっていない場合は、図面は不要とし、建 物概要を書面にて説明することも可	
6	公図の写し	Ι	<ul><li>・法務局で取得した公図で隣接地及び接道部分の所在地が確認できるもの</li><li>・法務局での取得年月日が表示されているもの(3ヶ月以内に発行されたもの)</li></ul>	
7	土地の登記事項証明書の写し	_	・法務局での取得年月日が表示されているもの (3ヶ月以内に発行されたもの)	
8	周辺住民範囲図	1/500 ~ 1/2500	・周辺説明を要する範囲を記入したもの	開発区域を <mark>赤線</mark> 、周辺説明範囲を <mark>青線</mark> で表 記すること
9	その他町長が必要と認める 図書		・開発構想届提出後、書類審査の結果、決定する	開発事業区域の位置、計画の概要、周辺説 明の範囲を知る上で必要と認める書類を求 める。

整理順序どおりに書類等を整えて提出してください。